

コロナウイルスを ぶっ飛ばせ!!

宮崎県プレミアム付食事券販売について(6月12日発行)

(注意)チラシで同封している「コロナに負けるな! 元気クーポン(仮称・7月度発行予定)」とは
“別の“商品券(食事券)となります。

1. 概要

- ・販売金額:5,000円(額面6,500円)
 - ・販売場所:日向商工会議所、東郷町商工会
 - ・発売日:令和2年6月12日(金曜日)
 - ・販売期限:令和2年8月31日(月曜日)まで ※売り切れ次第終了
 - ・使用期限:令和2年8月31日(月曜日)まで
- 注意:3密を避けるため、購入には予約が必要です。

2. 購入方法

食事券を購入するためには、予約が必要となります。
予約は、「インターネット」又は「電話」での予約となります。

・Web予約

宮崎県プレミアム付食事券予約サイト

検索

・電話予約

【電話番号】0120-191-325

【受付時間】9時~17時



取扱店募集

【参加条件】

下記①から④までの全てを満たすこと

- ①「新しい生活様式」に対応し、感染防止対策に取り組むことを宣言すること
- ②食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であること
- ③県内に事業所を有する事業者(本社が県外にある事業者は除く。)であること
- ④従業員の数が50人以下又は資本金・出資金が5,000万円以下の事業者であること

【参加にあたっての留意事項】

- ・食事券の換金受付場所は宮崎銀行を予定しています。
- ・換金受付から2週間程度で指定の口座に振り込む予定です。
- ・なお、原則として5万円以上から換金を受け付けます。

【申込方法】

専用HP(右QRコード)又はFAXにて申し込みください。

- ・FAXの場合は0982-66-7175(業務委託先:藤屋印刷(株))に申し込みいただくとともに、銀行の通帳の写し(振込口座)を添付してください。

専用HPからの
お申込みはこちら→



宮崎県プレミアム付食事券

検索

※日向商工会議所でも記入用紙を
準備しています。

お問い合わせ先

宮崎県プレミアム付食事券専用ダイヤル 0120-191-325

2020年スローガン ~心にRock'n' Rollを!!~

日向商工会議所

日向サポート会場(4509)開設【事前予約制】 【国】持続化給付金

オンライン申請が困難な方のために、持続化給付金申請手続きが行えるサポート会場が6月9日(火)～日向市内に開設されます。

場 所 ホテルベルフォート日向本館2F(日向市上町7-3)

開設日 **6月9日(火)～29日(月)**

開設時間 9:00～17:00(土日も開設、30分刻みで受付)

※7月以降日向会場の開設は未定となっておりますので、オンライン申請が困難な方は、可能な限り6月中に申請を行って下さい。

※Webもしくは電話にて、来場日時を事前予約のうえお出かけください。

申請サポート会場の事前予約 ※日向会場:4509

感染症拡大防止、混雑回避の観点から、申請サポート会場ご利用は「事前予約制」となっています。電話にて来場日時をご予約下さい。その際、日向会場を選択される方は、「4509」とご指定下さい。なお、Web予約も可能です。

① 電話予約(音声ガイダンス) **0120-835-130** 受付時間:24時間予約可能

② 電話予約(オペレーター対応) **0570-077-866** 受付時間(全日):9:00～18:00

③ Web予約

要件

対象月の売上前年比▲50%

対象

【中小法人等】資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など

(1)2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たすことが必要です。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

(2)2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3)2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。

【個人事業者等】フリーランスを含む個人事業者

(1)2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思があること。

(2)2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)があること。

給付額(最大)

中小法人200万円、個人事業主100万円

必要書類

■中小法人等の場合

	証拠書類等の名称	証拠書類等の内容	注意事項
①	確定申告書類	・確定申告書別表一の控え(1枚) ・法人事業概況説明書の控え(2枚・両面)	税務署の收受印があること。 e-TAXの場合は受信通知を添付
②	2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	経理ソフトから抽出した売上データエクセルで作成した売上データ手書きの売上帳など	2020年●月と明記されていること
③	給付金支給を受ける通帳	金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できること	左記内容が記された通帳コピー等持参

■個人事業主の場合

	証拠書類等の名称	証拠書類等の内容	注意事項
①	確定申告書類(青色)	・確定申告書第一表の控え(1枚) ・所得税青色申告決算書(1・2面) ・確定申告書第一表の控え(1枚) ・市町村民税・道府県民税申告書類の控え	税務署の收受印があること e-TAXの場合は受信通知を添付 「納税証明書(その2)」代用可 收受印があること
	確定申告書類(白色)		
	確定申告書類(住民税)		
②	2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	経理ソフトから抽出した売上データエクセルで作成した売上データ手書きの売上帳など	2020年●月と明記されていること
③	給付金支給を受ける通帳	金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できること	左記内容が記された通帳コピー等持参
④	本人確認書	運転免許証、個人番号カード、住民票+パスポート、住民票+健康保険証など	原則として、申請サポート会場には、申請者本人が来場されること

お問い合わせ先

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

給付金・協力金の申請はお済みですか？

6月末〆切の給付金、協力金情報

【県】宮崎県小規模事業者事業継続給付金

要件 対象月（※1）の売上前年比▲75%

対象 小規模事業者（※2）

給付額 20万円

**6月30日
17時まで**

- （※1）平成31年1月1日以前に開業・設立された方
 ⇒令和2年1月から4月までのいずれかの月において売上が前年同月比で75%以上減少している者
 平成31年1月2日～令和元年12月31日の間に開業設立された方
 ⇒開業後から令和2年1月までの売上のうち最も高い月と、令和2年～4月のいずれか低い月の売上を比較して75%以上減少している者

（※2）次の全てを満たすこと

- ①小規模事業者であること
 （注意）系統出荷による収入のみである個人農業者・林業者・水産業者は支給対象となりません。
 - ②令和元年12月末日までに開業・設立していること
 - ③宮崎県内に本店または主たる事業所を有すること
 - ④法人の場合、本店であること
 - ⑤令和2年5月1日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降やむを得ず休業している事業者を除く）
 - ⑥申請を行う者（法人の場合は法人の役員を含む）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条）の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと
 - ⑦性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び第13項）を行う事業者でないこと
 - ⑧国が支給する持続化給付金の申請を予定していること
- ※必要書類は下記問合わせ先へお問合わせ下さい。

お問合わせ先

日向商工会議所 0982-52-5131
 東郷町商工会 0982-69-2075

【県】宮崎県休業要請協力金

要件 令和2年5月1日（金曜日）から5月6日（水曜日）まで休業（部分休業不可）

対象 県内に休業要請対象施設を有する者（※3）

給付額 10万円

**6月30日
〈当日消印有効〉
まで**

（※3）施設例

種類	施設	種類	施設
遊興施設等	キャバレー	遊興施設等	個室ビデオ店
	ナイトクラブ		ネットカフェ
	ダンスホール		漫画喫茶
	スナック		カラオケボックス
	バー		クラブハウス
	ダーツバー		勝馬投票券発売所
	パブ		場外車券売場
	ストリップ劇場		競艇場外発売場
	ヌードスタジオ		射的場
	個室付浴場業に係る公衆浴場		遊技施設
のぞき劇場	パチンコ店、スロット店		
その他性風俗店	ゲームセンター		

※必要書類は下記問合わせ先へお問合わせ下さい。

お問合わせ先

宮崎県商工観光労働部 休業要請協力金問合せ窓口 0985-26-7337

※詳細な要件、対象者、提出書類等の情報は上記問合わせ先へお問合せください。



「新しい生活様式」への営業形態移行支援事業補助金について

1.概要

飲食店が感染防止拡大に取り組むために必要な資機材の購入・導入に要する費用を補助するものです。

補助対象	飲食店経営者
補助対象経費	感染防止対策に必要な資機材の購入・導入費用(R2.5.15以降) 〈例〉①消毒液や非接触型体温計等の購入費用 ②キャッシュレス機器の導入費用 ③店舗のレイアウト変更 ④換気設備の導入費用
補助額	1営業所当たり 上限5万円(税抜)
受付期間	6月3日(水)～ 予算上限に達するまで

2.申請書の入手方法等

①申請書の入手方法について

県のHPからダウンロードできます。

[宮崎県 移行支援補助金](#) [検索](#) ⇒ 移行支援事業補助金申請書

※インターネットやプリントアウトの環境がない場合は、お近くの商工会議所又は商工会にて申請書を配布します。

②申請方法

- 申請は郵送のみで受け付けています。

『宮崎県飲食店等コロナ対策緊急支援実行委員会』
(住所: 〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1 県産業政策課内)

- 申請書のほか、領収書の写しと営業許可証の写しをあわせて提出してください。
- 補助対象となるかどうかなど、詳細な内容については、実行委員会窓口(TEL 0985-26-7408 対応時間:平日 午前8時30分～午後5時15分)にお問い合わせください。

1.物品関係

品目	可否
マスク	○
消毒用アルコール	○
次亜塩素水	○
キャッシュレス機器	○
非接触型体温計	○
テイクアウト・デリバリー容器	○
取り分け用小皿・コップ	○
清掃用クロス・ウェス	○
ゴム手袋	○
ペーパータオル	○
出前機	○
保温バッグ	○
空気清浄機	×
エアコン	×

2.改修・修繕関係

品目	可否
アクリル板・ビニールカーテン設置	○
固定席の間引き	○
換気扇の設置	○
客席仕切り板の設置	○
換気扇クリーニング	○
トイレ手洗場改修	○
ソーシャルディスタンス周知用サイン設置	○

※上記以外については、実行委員会にお問い合わせください。

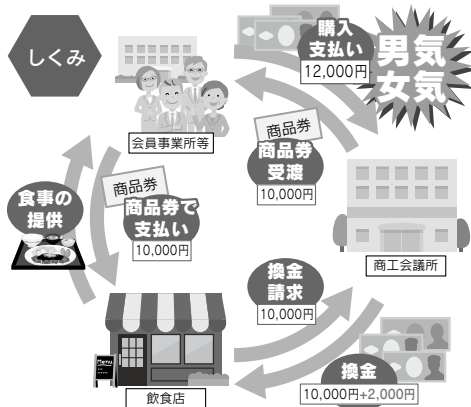
お問い合わせ先

宮崎県飲食店等コロナ対策緊急支援実行委員会 0985-26-7408

「俺についてこい！」男気／女気 地域貢献商品券

10,000円の商品券に「寄付金20%」を加え、12,000円で販売する逆プレミアム商品券です。

- ご購入頂いた事業所等の皆様につきましては、当所HP・会報等に掲載させていただきます。



【販売価格】1セットの額面総額10,000円
(500円券×20枚を12,000円で販売)

【販売セット数】800セット

【販売期間】令和2年6月2日(火)～令和2年10月30日(金)

【販売場所】日向商工会議所

【販売対象】日向商工会議所会員事業所等

【利用期間】令和2年6月2日(火)～令和2年11月30日(月)

登録店募集中

登録資格 日向商工会議所の会員事業所で、飲食店等の事業を営み、かつ店舗を有する事業所

申込方法 利用店登録申込書兼誓約書及び口座振込依頼書及び銀行口座の分かる書類(通帳の写し等)を日向商工会議所まで提出ください。登録資格を確認・受理後に利用店登録証明書を発行し、加盟店ポスターをお渡します。

利用登録店舗はこちらからご確認頂けます→

登録無料



鎌原副知事来所

6月9日、宮崎県副知事の鎌原宜文さんが来所し、三輪会頭と懇談をしました。鎌原副知事からは「今回の県の事業継続給付金事業では会議所の皆さんに大変ご苦勞を頂いた」とのお礼の言葉を頂きました。三輪会頭は、「引き続きコロナ感染症で影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する支援をお願いしたい」と要望しました。また、懇談の中で当所の寄付金付き商品券事業について、先進的取組みであると評価して頂きました。

編集後記

市内のとある事業所から「県の給付金の対応に関するお礼の」お葉書をいただきました。

今後も皆様の「秘書役」として信頼される商工会議所であり続けます。

